

紹介します!! 新しい31名の

民生委員・児童委員さん、主任児童委員さん

12月1日(木)、民生委員・児童委員29名と主任児童委員2名が、厚生労働大臣と埼玉県知事から委嘱されました。

民生委員・児童委員は、福祉について住民の立場に立った相談・援助・福祉サービスの情報提供・利用などの支援活動を行っています。



■各地区の民生委員・児童委員(敬称略) ※「-」は欠員です。

担当地区名	氏名
根木	原口 享美
関(西)	中澤 美由喜
関(東)	荻野 茂
南阿那志(第1)	木村 妙子
南阿那志(第2)	-
北阿那志	田島 利江
小茂田(第1)	平児玉 裕子
小茂田(第2)	島村 みどり
下児玉	塚本 和雄
北十条	浅見 順子

担当地区名	氏名
南十条	齊藤 清子
沼上(第1)	金子 節子
沼上(第2)	逸見 秀美
広木(第1)	神久 壽子
広木(第2)	鈴木 由理子
駒衣(第1)	関根 晃
駒衣(第2)	金澤 眞由美
木部	深澤 美恵子
古郡	内田 裕見子
甘粕(第1)	篠原 利江

担当地区名	氏名
甘粕(第2)	夏子 好夫
中里	飯島 京子
湯柝	関口 勝巳
野中	相馬 眞由美
小栗	持田 京子
猪俣	町田 肇
湯本	福島 すみ子
大仏	中島 千代子
白石	白石 弘子
円良田	森田 實

■主任児童委員(敬称略)

担当地区名	氏名
東児玉地区	長谷川 仁治
松久・大沢地区	小林 健治

よろしくお願いします

また、主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

生活に困っているかたや身体の不自由なかた、ひとり暮らしの高齢のかたなど、援助を必要とするかたの相談に応じ、役場や関係機関との橋渡し役として活動されます。

無許可の不用品回収業者について

ご家庭の廃棄物を収集運搬するには、町の「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要です。

チラシやインターネット、拡声器などで「無料で不用品を回収します」と案内し回収業務を行っている業者は、無許可で営業している可能性があります。

こうした業者に依頼すると、回収された廃棄物が適正に処理されない場合や高額な処理料金を請求されるおそれがあります。

ご家庭から出る不用品・粗大ごみは、以下の方法を利用するなど、適正な処理をお願いします。

不用品・粗大ごみの適正な処理方法

- ◎小山川クリーンセンターへ自己搬入する
 - ◎町の粗大ごみのリクエスト収集運搬を利用する
 - ◎町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼する
- ※ごみの分別や一般廃棄物収集運搬業者は、「ごみ分別アプリ」から確認できます。



許可業者一覧



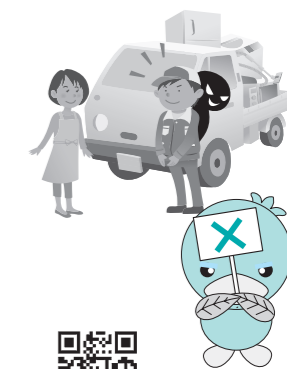
Android用



iPhone用

▲ごみ分別アプリのインストールはこちら

問合せ=総務課 生活環境係 ☎76-1115



戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和5年3月31日までに必ずご請求ください。

※請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

【支給対象者】 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けるかたがない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた
 - 2 戦没者等の子
 - 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります。

4 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していたかたに限りです。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期限】 令和5年3月31日まで

※お早目に手続きをお願いします。

問合せ=福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

巡回聴覚障害者相談(手話通訳・要約筆記あり)

聴覚障害者情報センターに来所できないかたのために、巡回聴覚障害者相談を行います。

【日時】 2月8日(水) 午前10時~正午

【場所】 はにぼんプラザ3階 活動室F・G

【問合せ】 埼玉聴覚障害者情報センター

☎048-814-3353 Fax048-814-3355

※午後の訪問相談を希望のかたは、事前予約が必要です。

相談内容は、なんでもかまいません。

例) 子育ての悩み、仕事をしたい、結婚したい、病気がなかなか治らない、隣家・職場の人間関係、お金のこと など

問合せ=福祉課 社会福祉係 ☎76-5132